

○井神議長 通告9番目、3番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、下水道事業について2点、留学生受け入れについて2点、生活困窮者自立支援制度について1点、質問をいたします。

まず初めに、1番目の下水道事業についてですが、下水道は生活環境の改善と雨水の排除、そして公共用水域の水質保全の目的を果たすために、都道府県や市町村が事業主体として、早期整備に向け事業を進められておりますが、岩出市において、現在の下水道事業の進捗状況と事業計画について、お聞きいたします。

2点目に、避難所に下水道が接続済みであれば、下水管とマンホールを活用し、災害時には簡易トイレが整備される利点もあることから、避難所においての下水道接続状況について、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 玉田議員ご質問の1番目、下水道事業についての1点目、下水道事業の進捗状況と事業計画について、お答えいたします。

事業の進捗状況でございますが、平成13年度に第1次認可149ヘクタール、平成17年度に第2次認可変更で159ヘクタールを追加し308ヘクタール、平成22年度に第3次認可変更で179ヘクタールを追加し487ヘクタール、平成25年度に第4次認可変更で204ヘクタールを追加した691ヘクタールの事業を進めており、平成26年度末で357ヘクタールの整備が完了しております。また、今年度は、第4次認可区域の一部に事業着手し、63ヘクタールの整備を実施してまいります。

なお、今年度末には、第1次から第3次認可変更区域までの整備が完了する予定であります。

次に、事業計画でございますが、下水道事業全体計画といたしましては、境谷・押川地区を除く市内1,420ヘクタールを対象とし、平成42年度完了目標に事業を進めております。

短期目標としては、第4次認可変更区域の整備を平成31年度完了としており、第5次以降の整備につきましては、事業の進捗状況を考慮しつつ、整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、避難所においての下水道接続状況についてのご質問にお答えいたします。

岩出市内にトイレ施設がある避難所は34カ所あり、下水道への接続が必要となります。現在、下水道供用開始区域内に接続が必要な避難所は10カ所あり、7カ所が接続されております。残り3カ所のうち1カ所は市立体育館で、今年度8月中に接続工事が完了いたします。ほか2カ所につきましては、接続時期は未定ですが、引き続き接続PRを図ってまいります。

また、下水道認可区域内の未整備地区の避難所は10カ所あり、今後も計画的に整備を行い、早期接続に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 まず1点ですが、事業の計画についてなんですが、この下水道の事業を進めるに当たって計画ずっと進めていきますよね。その進め方については、どういう理由で進めているのか。例えば、住民さんにいろんな聞き取り調査を行って、緊急性とか、また要望が高い順にしているのか、それか岩出市独自で計画を立てて進めているのか、1点お聞きしたいと思います。

そして、もう1点は、総合福祉センター、あいあいセンターですが、あそこは、まだ下水が通ってないと思うんですが、東側と西側に道路があります。あいあいセンターの構造上、どちら側に下水管、管は両方とも通すと思うんですが、どちら側に通したほうが、あいあいセンターに接続するに当たって費用が低いのか、安くつくのか、その点教えていただけますか。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 下水道の整備計画の区域の進め方についての再質問にお答えいたします。

整備計画につきましては、下水道全体計画作成時に住民の意識調査や整備の緊急性を考慮して整備計画をいたしてございます。また、認可変更区域の設定につきましては、市民の方々の整備に対するご要望、水環境の改善、整備費等々を勘案し、順次事業を進めておりますが、さらに中長期避難所などの災害時の緊急を要する施設につきましても、整備の優先順位を決めて計画してまいりたいと考えてございます。

次に、あいあいセンターの西側の道路または東側の道路、どちらが整備を目標と

しているのかというご質問でございますけども、上下水道局といたしましては、現在、西側の道路に接続すべきであると考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 それでは、あいあいセンターなんですけど、西側に接続するという事なんですけど、そちらのほうが費用的にはぐんと安く費用が、余りかさまなくて済むという理解でいいんですか。その点だけ教えてもらえますか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 玉田議員の再々質問にお答えいたします。

西側の道路と申し上げましたのは、費用面だけではなく、将来的にも西側の道路のほうが接続率というんでしょうか、接続箇所がふえるであろうという認識のもとで、西側に接続したいと考えてございます。

以上です。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目に、留学生受け入れについて、2点質問いたします。

現在、岩出市において留学生の受け入れは、那賀高校が中心となりオーストラリアのクリスチャンカレッジと姉妹校として異文化交流を深めながら、現在も進められております。

まず、1点目の岩出市における留学生の受け入れ状況と協力体制について、お聞きいたします。

2点目に、留学生受け入れに協力していただいたホストファミリーには、さまざまな面で負担が生じます。そこで、今後のホストファミリー確保のために、ホストへの補助金制度の周知について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 玉田議員の2番目、留学生受け入れについての1点目、岩出市における留学生の受け入れ状況と協力体制はについて、お答えします

ここ近年の留学生の受け入れ件数は、平成22年度で25件、平成23年度で5件、平

成24年度で19件、平成25年度で2件、平成26年度で17件となっております。留学生の受け入れの件数が隔年で増減しているのは、那賀高校の姉妹校であるクリスチャンカレッジとの間での留学生交流事業により、2年に一度、クリスチャンカレッジの学生を受け入れるためであります。

また、那賀高校への海外からの留学生を受け入れる国際交流活動ボランティア名簿へのホストファミリーの登録世帯数は、現在121世帯となっております。

2点目の留学生受け入れによるホストへの補助金制度と周知についてであります。岩出市国際感覚豊かな人材育成に関する補助金交付要綱によって、補助金はホームステイを受け入れた日数に2,500円を乗じて得た額とし、上限5万円としております。制度の周知については、現在、那賀高校において周知に努めておるところでございます。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 補助金制度についてですが、留学生の受け入れに際しては、長期と短期があるとは思っています。長期・短期含めて、上限5万円の支給なのか、長期は長期、短期は短期で支給対象があるのか、その点、1点だけ教えていただけますか。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 玉田議員の再質問にお答えします。

長期も短期も一律で、同等の制度ということでの扱いになってございます。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目に、生活困窮者自立支援制度について、お聞きいたしたいと思っております。

生活する上で、さまざまな困難を抱える人を地域で自立して生活できるように、個々の状況に応じ、主体性を尊重しながら相談、また支援する制度だと聞いておりますが、生活困窮といってもさまざまな理由が重なり経済面や家庭関係、精神的などの問題があると思っております。

そこで、生活困窮者支援制度の内容と実情について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員ご質問の3番目の質問にお答えします。

生活困窮者自立支援制度であります。平成27年4月1日より法律が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置として、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等を行うものです。

当市としましては、今年度、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のための計画の作成などを行う自立相談支援事業と、離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の住居確保給付金の支給事業を行うこととしております。

また、実情といたしましては、生活困窮者自立支援制度と生活保護法の対象者を受付の段階で正確に把握することは難しいところではございますが、4月から5月末までの間で34件の相談があり、その中で、明確にこの制度の適用となるケースは1件のみとなっており、住居確保給付金の支給にまで至っておりません。

なお、生活保護制度の利用が適当と認められる方については、従来どおり適切に生活保護につないでおります。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今回の4月から施行されております生活困窮者自立支援制度についてですが、国のほうから任意で任せているサービスが幾つか、何点かあるんですが、当岩出市においては、その任意でお願いしているサービスについては、今後導入していくのか、それか、現段階のみの体制でいくのか、その点をお聞きいたしたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

任意事業について、今後、どういうふうにしていくのかということですが、けれども、市といたしましては、まず、任意事業について、就労準備支援事業、それから一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習の延長事業、その他自立の促進の事業といったものが任意事業ということになってございます。

これらの事業につきましては、本市といたしましては、現時点においては、他市の動向を注視していくということで、当面は、やはり相談支援等必須事業の充実に努めていきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 任意事業で4項目ほどございますが、今回のこの制度で最も大事なのは、生活が困窮していくまでに、その方を救っていくということが、非常に大事でありまして、そうなれば、当然、住民の方にしては、恥ずかしくて誰にも相談できやん。また、相談する相手がいない。いろんな状況があります。そういったときに、こういう制度があるということをまず知ってもらうことが、非常にやっぱり重要であります。

その上で、サービスがあるということを知った上で、さらに任意のサービスを加えていく中で、初めて生活困窮者が自立へと、非常に素早く連動できる制度だと思います。

しかしながら、現段階では、その任意のサービスは、当然任意なんで、今の体制のまま行くということなんですけど、今後、福祉関係のサービスについては、さまざまな提案がされ、複雑になっていって、また業務が大変非常に多くなる中で、職員さんの負担というのが、一人一人の負担というのが非常にやっぱり大きいウエートを占めていく。

しかしながら、今回の制度というのは、本当に市民を助けるための制度でありますので、やはり、この制度を何とか100%生かしていくためにも、また任意のサービスについても、また検討していただきたいと思えますし、また今後、さらに、いろんなサービスが複雑になって、さまざまな事務量がふえていく中で、現段階で、このサービスを維持できるだけの今職員体制であるのか、それか、やはりサービスがふえる中では、今後、職員の増を考えていかなければならないのか、その1点だけお聞かせ願います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第二のセーフティネットとして取り組むもので、生活保護係内に、新たに就労支援員として臨時職員を雇用し、相談業務を行うこととしてございます。

現時点においては、制度がスタートしたばかりということで、対応が必要な件数あるいは時間といったところについての把握は困難というところでございますが、必須事業の進捗に支障が出ないように、スタート指導員と連携するなど、まずはそ

の体制の確保に努めていきたいと、このように考えてございます。

また、制度の周知につきましては、ウェブサイトなどで周知を図っていきたいと、このように考えてございます。

今後の相談の件数あるいは業務に対しての時間が、恐らく、これから変わってくるということも考えての人員ということのご質問ということでございますけれども、現時点においては、スタートしたところということでございますので、まずは今の体制の中で、しっかりと相談業務をやっていくということでございます。

○井神議長　これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。